

平成31年度

社会福祉法人ユタカ福祉会事業計画書

平成31年度 喜連西デイサービス
事業計画書

1. 事業目的

社会福祉法人ユタカ福祉会喜連西デイサービスにおいて実施する通所介護事業の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、機能訓練指導員が要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定通所介護（介護予通所介護）・地域密着型認知症対応型通所介護（介護予防地域密着型認知症対応型通所介護）を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

御利用者様が住み慣れた地域と住居で、少しでも在宅生活が続けられる様に機能訓練の実施は勿論、他者との交流や楽しみが得られる社会参加の場としての役割もあり、ご利用者様の立場に立ったサービスの提供に努める。また、各ご利用者様を中心に取り巻く環境の把握にも努め、御家族様の思い等に対しても十分に理解し、ご利用者様にとって最良のサービスを提供する事。

3. 平成31年度の目標・取り組み

① 御利用者様のニーズに応えられる体制

依然として御利用者様の希望としては、短時間の利用やリハビリのみのニーズが高い状況が続いている。算定時間に関しては基本ベース6時間以上7時間未満を中心としていたが、可能な限り4時間以上5時間未満の受け入れや御家族様や御利用者様の都合等も考慮し、より短い時間での対応も受け入れていく事で、様々なニーズに応えるように努める。

② 広報活動の強化

デイサービスの広報活動について、同法人の居宅介護支援事業所や包括支援センターへの打診は勿論、より多くの関係機関にも周知して頂く為に、既に繋がりのある他事業所の居宅介護支援事業所・新規の事業所・入所施設等に積極的に出向き、デイサービスの特色を記載したパンフレットの配布や、タブレットを使った動画の観覧、デイサービスで実施している機能訓練の施術風景や調理・洗濯・レクリエーション・行事等の活動を、いつでも施設内見学を通じて知って頂ける様に伝えていく。また、住民向けに配布するチラシに関しても、平野区の集合住宅を中心に配布を行い、病院にもチラシを設置して頂く事で周知を図る。

③ 地域との関係構築

地域住民との関わりを深める為にも、施設で開催する行事だけでなく、地域で開催される催しやイベントにも参加する事で、交流の機会が増えるだけでなく、御利用者様も地域との交流が図れる事や、当施設の周知にも繋がるので、積極的に取り組んでいく。また、包括支援センターが開催する交流会や勉強会等にも可能な限り参加し、接する機

会を多く設ける事で地域住民にとって身近な存在になれる様に努めていく。

④ 在宅生活の延長

在宅生活が困難で入所に繋がってしまうケースが多いのが現状である。御利用者様・御家族様の気持ちを十分に理解し、可能な限り在宅での生活が続けられる様に、サービス提供の内容も柔軟にする事で対応に努める。また、御利用者様の心身状況の把握だけでなく、御家族様の介護負担も十分に把握する様に努め、早期に介護負担を緩和できる様に担当のケアマネージャーとの連携を徹底する。

4. サービス内容の向上

① 生活の場面や、個々の能力に合わせた機能訓練

御利用者様・御家族様の希望や思いを汲み取り、一人一人の身体機能に合わせた目標のもと、施術を行っている。また、過去には出来ていた家事・掃除・洗濯・調理なども、日常生活機能訓練として御利用者様に提供する事で、意欲向上と残存機能の維持・向上に繋がる為、積極的に取り組んでいく。

② 充実したレクレーション・施設内行事と外出援助

年18回以上の行事開催については、引き続き取り組むが、御利用者様のご希望なども伺い、可能な限り希望を取り入れた外出援助等も実施出来る様に努めていく。今までに行った事の無い場所なども積極的に調査し、実施する。レクレーションやクラブ活動についても、定期的に内容の見直しを行い、新たなメニューを取り入れて新鮮な気持ちになって頂ける様に提供していく。また、ポイント事業等を活用しているボランティアの受け入れも随時に行い、演奏会や日本舞踊などの観覧が出来る機会を多く設け、御利用者様には「デイサービスでは毎日楽しい事がある」という認識を持って頂く事で、利用回数の増加を促せる様に尽力する。

5. 月別・年間総売り上げについて

毎月の売り上げ目標金額を1,170万円に設定。和みデイの登録利用者数が30名以上になる様に積極的に居宅介護支援事業所へのPR活動を行い、登録者数の維持・向上に努める。一般デイに関しても要支援者を含めて登録人数を130名の維持を目標とし、各職員が責任感を持って目標達成に尽力する。

①推移表

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1,170万/ 160名	1,170万/ 160名	1,170万/ 160名	1,170万/ 160名	1,170万/ 160名	1,170万/ 160名
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,170万/ 160名	1,170万/ 160名	1,170万/ 160名	1,170万/ 160名	1,170万/ 160名	1,170万/ 160名

※ 一日平均40万円

年間1億4,000万円の売り上げを目標とする。職員間で協力し、日々のケア・良質なサービスの提供が出来る様に努め、常に目標数値を意識して業務に取り組んでいく。

6. 年間行事

月	日付	内容	担当		
4月	4/2・3	花見	安部	長富	鈴木
5月	5/5～9	菖蒲湯	長富		
	5/21・22	外出援助	大西	山下	西尾
6月	6/11・12	外出援助	西尾	安部	鈴木
7月	7/5	七夕	山下	大西	廣橋
8月	8/20・21	盆踊り	鈴木	西尾	長富
9月	9/24・25	敬老会	西尾	大西	山下
10月	10/10	運動会	安部	長富	大西
11月	11/19・20	外出援助	大西	西尾	山下・廣橋
12月	12/18～22	ゆず湯	長富		
	12/20・21	クリスマス会	安部	長富	鈴木
		もちつき大会	大西	山下	鈴木
1月	1/7・8	初詣	鈴木	安部	廣橋
	1/21・22	新年会	西尾	山下	長富
2月	2/4・5	節分	山下	大西	廣橋
	2/22	家族会	大西	安部	山下
3月	3/3・4	梅見	安部	西尾	鈴木
	3/24・25	親睦会	大西	山下	西尾

※ 上記以外にも毎日開催しているクラブ活動や、定期開催のボランティアによる演奏会・日本舞踊・催し等を開催し、御利用者様に日々を楽しんで頂ける様に試行錯誤し、随時提供する。

※ 施設内行事・外出援助問わず、家族様にもご参加いただく事で交流の場を設け、より親密な関係構築となる様に努める。また、御利用者様の担当ケアマネージャーにも行事の雰囲気などを味わって頂ける様に告知し、見学なども柔軟に対応する。

7. 年間研修計画

月	日付	内容	担当
4月	4/6・4/13・4/20	職務規定	主に新任研修
5月	5/8・5/15・5/22	マナー・接遇	新任・現任研修
6月	6/8・6/15・6/22	排泄について 職務研修	新任・現任研修
7月	7/12・7/19・7/26	個人情報に関する規定	新任・現任研修
8月	8/14・8/21・8/28	身体拘束	新任・現任研修
9月	9/13・9/20・9/27	事故・緊急時対応	新任・現任研修
10月	10/11・10/18・10/25	感染症予防・対策	新任・現任研修
11月	11/8・11/15・11/22	認知症対応	新任・現任研修
平成32年 1月	1/10・1/17・1/24	通所介護計画書作成	新任・現任研修
2月	2/7・2/14・2/21	研究発表会	新任・現任研修
3月	3/10・3/17・3/24	次年度研修計画策定	新任・現任研修

※ 上記以外にも、外部研修に参加する場合は、稟議書・報告書の作成と、レポートをもとに、施設内研修を実施する。

※ 専門職として組織の発展や介護の水準を維持・向上の為に、各自目標を持って努める。

8. 平成31年度スローガン

- ① 御利用者様が住み慣れた地域で安心して生活が継続できる様に、各関係機関と連携・協力を徹底します。
- ② 職員一丸となって、一人一人の御利用者様に「思いやり」の心を持って、より良いケアの提供に尽力します。
- ③ 各職員が責任感・誇りを持って業務に励みます。

平成31年度 喜連西ケアプランセンター
事業計画書

1. 基本方針

利用者の心身の状況、その場に置かれている環境に応じ、常にサービスを提供される側の立場や気持ちを配慮し、サービスを提供する。

介護支援専門員として、技術の向上と専門的知識の向上を目指す。

2. 実践計画

(1) 自立支援の理念においてケアマネジメントを実施する。

居宅介護支援において法令を遵守し基準に則した運営を行いながら、介護保険が目指す高齢者の尊厳を保持し自立支援を促す。

○在宅生活の支援

- ・ 利用者及びその家族に対して十分な聞き取りを実施し適切なアセスメントを行い利用者のニーズを把握する。
- ・ アセスメントを基にケアプランを作成し担当者会議・モニタリング・評価・再アセスメントなどの一連の支援経過においてその都度利用者や家族の同意を得てより良い在宅生活を送ることが出来るように支援を行う。
- ・ 利用者が可能な限りその在宅生活において、個々の能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように自立支援と重度化予防の視点を持ったケアマネジメントを行なう。
- ・ 介護給付の適正利用に努めたケアプラン作成を実施し、利用者にも制度の変化した状況を説明し、必要な援助の在り方について利用者と共に考える。
- ・ 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加し社会資源などの地域の情報の収集に努め、インフォーマルな社会資源を活用し在宅生活における支援を行う。

○医療との役割分担と連携

- ・ 医療ニーズの高い高齢者に対して、医療・介護の切れ目なく提供する観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化する必要があることから、医療系サービスへの対応強化、入退院時における医療機関と介護サービス事業所との連携促進に努める。

(2) 信頼関係の構築・情報管理の徹底

- ・ 利用者・家族との関係を構築する上で意向確認やおかれている立場などの理解に努め、適切な情報提供を行い支援をとおして信頼を得る。
- ・ 運営基準減算に該当しないように毎月利用者の居宅を訪問しモニタリングの実施・担当者会議・評価を確実にを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び各サービス事業所との連絡調整、その他必要なサービス提供を行う。
- ・ 個人情報の使用については、目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ・ 介護認定の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1カ月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助・情報提供を行う。

(3) 特定事業所加算の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行なうよう努める。

- ・ 週1回の定期的な居宅会議を開催し資質の向上を図る。現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針。
- ・ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策。
- ・ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況把握。
- ・ 保健医療及び福祉に関する諸制度を学び、ケアマネジメントに関する技術を習得する。
- ・ 利用者からの苦情があった場合は、即時にその改善方針の検討を実施する。
- ・ 支援の方向性など各職員間で話し合える相談しやすい環境を整える。
- ・ 他事業所との『横の繋がり』を広げ情報を収集し、実践に繋げる。

(4) 職員同士・他部署・各事業所間での連携強化

○ケアマネージャー間での連携強化

- ・ 事業所内で週1回の会議を実施しケースについて一人が悩み考えるのではなく、事業所全体で問題の解決方法を探っていく。
- ・ 『報告・連絡・相談』を常に意識し、担当者が不在でも対応ができるよう、記録も充実させ、内容を分かりやすく整える。
- ・ 職員個々のメンタルヘルスに留意する。

○地域包括支援センターとの連携強化

- ・ 困難事例に関しては併設の地域包括支援センターにその都度相談し、連携して解決していく。

○他事業所との連携強化

- ・ ユタカ福祉会の一員としての自覚を持ち、他部署との連携を行なう。
- ・ 当施設が更に地域の皆様に選ばれる事業所となるように、事業所が窓口となり訪問介護や通所介護への情報提供を行なう。

(5) 安定した利用者数と収入の確保

○加算算定

- ・ 適切な人員の配置及びその他条件に対して確実に実施し、加算の算定を行なう事で収益に繋げる。

○新規利用者を獲得し安定した事業所の運営に努める

- ・ 現時点での予防ケースも含めた担当プラン件数は1ヵ月平均180件であるが、新規利用者を獲得していき安定した利用者数の確保を図りながら31年度は1ヵ月平均200件を目指す。
- ・ 更に連携を強化し、入院・入所を防ぎ、利用者数の安定化を図る。

- ・ 居宅支援業務とケアプラン作成や給付管理に付随する事務作業を効率的に業務が行なえるように事務作業を分担し事務作業の効率化を図り、受入れ体制を整え、地域包括支援センターや医療機関に対して新規受け入れが出来る状態である事を伝えていく。

(6) 経費削減対策

- ・ 無駄な印刷物や印刷ミスの無い様に心掛ける。
- ・ 事務用品の使用は必要最小限の利用とする。
- ・ 利用者及び他事業所などへの電話連絡時も常に節減を気にかけて必要以外に長話をしない様心掛け、訪問日に対面にて利用者状況の確認を行なう様に配慮する。

3. 年間目標

- (1) 自立支援の理念においてケアマネジメントを実施する
- (2) 信頼関係の構築
- (3) 情報管理の徹底
- (4) 特定事業所加算の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行なうよう努める。
- (5) 職員同士の連携の強化
- (6) 利用者数の確保により収入の安定に努める
- (7) 経費削減の意識を高める

4. 平成31年度売り上げ目標

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
30年実績	2,930,000	3,006,000	2,978,000	3,005,000	3,098,000	2,800,000	
31年度目標	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
差額	70,000	△6,000	22,000	△5,000	△98,000	20,000	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
30年度	2,801,000	2,970,000	2,844,000	2,910,000	2,864,000	2,815,000	35,021,000
31年度	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	36,000,000
差額	299,000	224,000	130,000	190,000	236,000	285,000	979,000

※ 売り上げ目標内訳

担当件数 予防15 (CM5名×3) + 介護185件 (CM5名×37件) = 200件

予防：4,781円、要介護1・2：11,709円、要介護3～5：15,212円

要介護1・2：130件 要介護3～5：55件 で計算した平均額 12,750円

(予防：4,781円×15件) + (介護：12,750円×185件) = 2,358,750円

特定事業所加算Ⅱ：4,448円×185件=882,880円

よって 2,358,750円+882,880円=3,181,630円

5. 職員研修計画

介護支援専門員等の質的向上を図るため、以下のとおり研修の機会を設ける。

- ・ 採用時研修及び職員のレベルに応じた研修の実施。
- ・ 施設内研修への参加。
- ・ 法定外研修や地域包括支援センターやブロック会が主催する研修会に積極的に参加し事業所内での普及研修を実施。
- ・ 行政機関主催の集団指導、研修会に参加し事業所内での周知徹底を行なう。

実施時期	研修内容			
H31年4月	接遇マナーについて	対人援助技術の向上	自立支援ケアマネジメント	事例検討
5月	前月振り返り改善方策検討	職業倫理	認知症高齢者の基本知識	事例検討
6月	前月振り返り改善方策検討	食中毒とその予防	大阪市集団指導普及研修	事例検討
7月	前月振り返り改善方策検討	プライバシー保護と個人情報保護	脱水症 熱中症の予防対策	事例検討
8月	前月振り返り改善方策検討	リスクマネジメント	災害対策	事例検討
9月	前月振り返り改善方策検討	高齢者虐待防止について	業務改善検討	事例検討
10月	前月振り返り改善方策検討	接遇マナーについて	法令遵守について	事例検討
11月	前月振り返り改善方策検討	感染症対策と予防策	医療連携時の困りごと	事例検討
12月	前月振り返り改善方策検討	多種職連携時のポイント	精神疾患とその対応	事例検討
1月	前月振り返り改善方策検討	緩和ケア・家族の思い	職業倫理について	事例検討
2月	前月振り返り改善方策検討	福祉用具活用について	ケアプランチェック	事例検討
3月	前月振り返り改善方策検討	医療サービスとの連携	在宅医療について	事例検討

※ 随時外部研修に参加後普及研修を実施する

6. 平成31年度 スローガン

- ① 利用者様が自立した生活が送れるよう、地域のネットワーク作りに努めます。
- ② 心のこもった対応を！いつも笑顔と感謝を忘れません。
- ③ 『報告・連絡・相談』を常に心掛け、全ケースの把握に努めます。

平成31年度

喜連西小規模多機能型居宅介護施設ゆたか
事業計画書

1. 事業目的

住み慣れた地域で生活する為に、介護保険法令に従い、ご利用者様が時諾で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスの提供を行う。

2. 運営の方針

ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続する事が出来る様、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせる事により、地域での暮らしを支援する。

3. 平成31年度の目標および取り組み

① 他の居宅介護支援事業所・医療機関への積極的アプローチ

小規模多機能型を認知して頂く為、当施設での活動内容を記載したチラシ等の配布を行い周知活動に努める。医療機関にも積極的に訪問し、通院や退院される患者様の中に、小規模多機能型での支援が必要である患者様や問い合わせのニーズに応えられるよう幅を広げる。

② 最後まで住み慣れた場所での生活支援

在宅での生活に限界を感じられるご家族様が、入所を検討されるケースが多いのが現状である。可能な限りご利用者様が住み慣れた地域・住居での生活を送れる様、ご利用者様、家族様、近隣住民の皆様・医療機関との情報共有・連携を徹底し、必要に応じた通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを円滑に取り入れ、小規模サービスを末永く利用して頂ける様に対応する。

4. サービス内容の向上

訪問サービスでは、ご利用者様が住み慣れた地域での生活を送るため、馴染みのあるスーパー等へ買い物同行や近隣散策、ふれあい喫茶など地域住民の皆様との交流の支援を行う等、ご利用者様を取り巻く環境を理解し、大きな変動を加えないようにチームが一丸となって支援する。各職員がご利用者様の現状把握の共有化に努めます。定期的なアセスメントの聴取を行い、職員間で周知・徹底する。各職員がご利用者様の生活のリズムを把握し、課題を見つけて解決出来るように模索し、チーム全員が適切なサービス提供が行える様に尽力する。

5. 月別・年間総売り上げについて

毎月の売り上げ目標金額を400万円に設定する。また、登録利用者数16名以上を維持し、可能な限り在宅生活の維持が出来る様に努める。

①推移表

4月	5月	6月	7月	8月	9月
400万/ 16名	400万/ 16名	400万/ 16名	400万/ 16名	400万/ 16名	400万/ 16名
10月	11月	12月	1月	2月	3月
400万/ 16名	400万/ 16名	400万/ 16名	400万/ 16名	400万/ 16名	400万/ 16名

※ 一日平均12万円

年間4,800万円の売り上げを目標とし、ご利用者様に対しては限りなく在宅生活を送り続けられる様な支援体制を各職員は常に意識し、目標達成が出来る様に努める。

6. 年間行事

月	日付	内容	担当		
4月	4/2・3	花見	安部	長富	鈴木
5月	5/5～9	菖蒲湯	長富		
	5/21・22	外出援助	大西	山下	西尾
6月	6/11・12	外出援助	西尾	安部	鈴木
7月	7/5	七夕	山下	大西	廣橋
8月	8/20・21	盆踊り	鈴木	西尾	長富
9月	9/24・25	敬老会	西尾	大西	山下
10月	10/10	運動会	安部	長富	大西
11月	11/19・20	外出援助	大西	西尾	山下・廣橋
12月	12/18～22	ゆず湯	長富		
	12/20・21	クリスマス会	安部	長富	鈴木
		もちつき大会	大西	山下	鈴木
1月	1/7・8	初詣	鈴木	安部	廣橋
	1/21・22	新年会	西尾	山下	長富
2月	2/4・5	節分	山下	大西	廣橋
	2/22	家族会	大西	安部	山下
3月	3/3・4	梅見	安部	西尾	鈴木
	3/24・25	親睦会	大西	山下	西尾

これらの行事以外にも、地域イベントの参加や、住み慣れた地域内にある公園への散策や、ふれあい喫茶の参加で近隣住民との交流を図り、顔馴染みの住民の皆様とのふれあいを楽しむことや、商店やスーパーでの買い物等の外出援助や通い施設でのオヤツ作り、洗濯たたみ・洗濯干し等の日常生活機能訓練の取り組みやご利用者様に楽しみながら活気を促す支援を行う。また、家族様にも参加の促しを行う事で、ご利用者様との距離を縮める機会の場合として、提供する事が出来るよう心掛ける。

7. 年間研修計画

月	日付	内容	担当
4月	4/6・4/13・4/20	職務規定	主に新任研修
5月	5/8・5/15・5/22	マナー・接遇	新任・現任研修
6月	6/8・6/15・6/22	排泄について 職務研修	新任・現任研修
7月	7/12・7/19・7/26	個人情報に関する規定	新任・現任研修
8月	8/14・8/21・8/28	身体拘束	新任・現任研修
9月	9/13・9/20・9/27	事故・緊急時対応	新任・現任研修
10月	10/11・10/18・10/25	感染症予防・対策	新任・現任研修
11月	11/8・11/15・11/22	認知症対応	新任・現任研修
平成32年 1月	1/10・1/17・1/24	通所介護計画書作成	新任・現任研修
2月	2/7・2/14・2/21	研究発表会	新任・現任研修
3月	3/10・3/17・3/24	次年度研修計画策定	新任・現任研修

※ 上記以外にも、外部研修に参加する場合は、稟議書・報告書の作成と、レポートをもとに、施設内研修を実施。

※ 専門職として組織の発展や介護の水準を維持・向上の為に、各自目標を持って努める。

8. 平成31年度スローガン

- ① 御利用者様が住み慣れた地域で安心して生活が継続できる様に、各関係機関と連携・協力を徹底します。
- ② 職員一丸となって、一人一人の御利用者様に「思いやり」の心を持って、より良いケアの提供に尽力します。
- ③ 各職員が責任感・誇りを持って業務に励みます。

平成31年度 ゆたか訪問介護ステーション
事業計画書

1. 事業の目的

社会福祉法人ユタカ福祉会が設置するゆたか訪問介護ステーション（以下、「事業所」という。）において実施する指定訪問介護〔日常生活支援総合事業〕（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、要介護状態（総合事業にあたっては要支援状態・事業対象者）にある利用者に対し、指定訪問介護（指定介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス）総合支援居宅介護、重度訪問介護事業、移動支援事業、保険外サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護（日常生活支援総合事業）の提供を確保することを目的とする。

2. 運営の方針

- (1) この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助をおこなうものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう、努めるものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- (5) 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所他の居宅サービス事業者、保険医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (6) その他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年 3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 今年度の重点目標

平成31年10月、介護保険制度、障がい者総合支援法の報酬改正に伴い、利用者・家族に制度改正の内容を説明すると共に、制度の内容理解を深める。

在宅生活を維持するために訪問介護の継続が必要な利用者に対して、他職種連携で専門性の高いサービス提供に努める。

各種マニュアルを活かした業務ができるよう、体制を構築する。

障がい者サービスに関しては、相談支援センターゆたかとの連携を密にとり、利用者の生活状況を把握しながら自立した生活を送れるよう、支援に努める。

訪問介護の利用ニーズを把握し、常に適切なサービス提供ができるようニーズの抽出に勤める。

日中、サービス提供責任者がヘルパーからの連絡相談や、ケアマネージャー・他機関との調整・連携が出来るよう、事務所待機時間を作り対応していく。

常にアンテナを張り、事業が円滑に進むだけの人員が確保できるよう努める。

売上目標

前年度月平均（1,330万円）をもとに月20万円程度の増加を目指す。

今年度、売上目標は、月1,350万円とする。

4. 平成30年度 訪問介護スローガン

- ① 合言葉は「エンパワメント」
まずは私から～ やる気スイッチ ON にして！
利用者も家族も利用者も、持っている力を引き出そう！
- ② やるぞ！業務改革!!
原点に戻ろうサ責業務～ 働きやすい環境作りをしよう！

5. 利用者援助の展開過程

① 利用の申し込み 利用者情報の把握	介護支援専門員より基本情報、アセスメント内容、ケアプラン原案などの利用者情報を入手。 利用者の全体像の把握を行う。
↓	
② 利用者宅訪問 事業所によるアセスメント実施 個別援助計画の作成	利用者・家族の状況とニーズの把握 事業所の提供するサービス内容・重要事項の説明
↓	
③ サービス担当者会議参加	ケアプラン原案の検討、ケアプラン変更の必要性の検討 サービス提供者の役割分担の理解 具体的な援助方法の提案・承認
↓	
④ 個別援助計画の確定 利用者の同意。 契約。	個別援助計画の説明および同意と交付 重要事項説明書の説明および同意と交付・利用契約書の締結
↓	
⑤ 計画に基づくサービスの実施 情報収集・連携（モニタリング） 事業所内カンファレンス	サービス提供（サービス提供責任者同行訪問） サービス提供の記録 介護支援専門員への都度の報告。 家族・他事業所間での連絡ノートの活用
↓	
⑥ 介護支援専門員への報告	報告書（毎月） モニタリング結果報告（6ヵ月毎）

6. 援助の実施

個々の利用者の介護予防訪問介護計画、訪問介護計画に沿って以下の必要なサービスを提供していく。

サービスの提供にあたっては、サービス提供責任者が、各利用者担当の訪問介護員に対し、利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書または口頭により伝達してから開始すると共に、サービス提供終了後、各利用者担当の訪問介護員から報告を受ける。

※ サービス提供にあたっての留意事項

利用者のADLや意欲の状況

利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望

家族を含む環境

前回のサービス提供時の状況

その他サービス提供にあたって必要な事項

7. 情報公表・自己評価

介護サービス事業の公表制度の受け入れ、自己評価（各ヘルパー・事業所単位）を実施していく。

あわせて課題解決の取り組み、研修内容の充実、サービスの質の向上を図る。

8. 苦情解決

『社会福祉法人ユタカ福祉会苦情解決マニュアル』に基づき、利用者からの苦情に基づき適切な解決に努める。

9. 緊急時における対応

サービスの提供にあたり、あらかじめ利用者の心身の状況を把握すると共に、宿直電話、同法人他職種との連携により 24 時間の連絡体制を確保し、緊急時の対応に努める。

サービスの提供中に、提供したサービスに起因する事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、その利用者の家族への連絡等を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。報告を受けた管理者は、法人理事長・市町村・その他利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡し、必要な措置を講ずる。

10. 地域社会との連携

地域の高齢者等の在宅での生活状況を常に把握し、必要に応じて適切で迅速なサービスが提供できるよう、

常に地域社会の中での交流・連携・情報交換に努めていく。

行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会その他福祉団体等との連携

民生児童委員、福祉委員との連携

居宅介護支援事業所、他の介護保険事業所、施設との連携

広報活動（ホームページの更新・ちらしの配布・事業所ポスター等）

11. 研修

年度を通じ、ヘルパー研修の開催を行い、研修の目標、内容、研修時期を定めた研修計画を作成し、計画に基づいて実施する。研修の具体的目標、実施、評価等の研修管理は研修担当者（サービス提供責任者）が行う。

採用時研修…採用後 3 カ月をかけて、同行訪問を繰り返し、個々のスキルに合わせた研修を実施する。

ヘルパー研修…概ね、2 カ月に 1 回程度、登録ヘルパー向けの研修会を実施する。

外部研修…サービス提供責任が、都度、法人が必要と認めた外部研修に参加する。

○事業所内研修計画

月	担当者	内容
4月	吉富 明美	・プライバシー保護と訪問介護における接遇マナーについて
5月		
6月	小野 増美	・認知症及び認知症ケアについて
7月		
8月	永井 由美子	・倫理および法令遵守について
9月		
10月	仲村 留理	・事故発生または再発防止について
11月		
12月	川崎 明美	・感染症、食中毒の予防およびまん延について
1月		
2月	井上 聖	・緊急時の対応について
3月		

※ 研修内容は都度、変更の可能性あり。

12. 諸会議

会議名	開催	会議の内容
常勤会議	月1回	新規利用者・プラン変更利用者に係る留意事項・情報共有 入院・中止者の把握 業務改善点・登録ヘルパーの情報把握・売上向上の為の対策等
施設会議	月1回	各部署の売り上げ報告・業務報告 法人全体での今後の展開について
カンファレンス	随時	サービス利用者のプラン検討 サービス利用の調整・モニタリング等 困難事例において、サービス内容の確認等
サービス担当者会議	適宜	利用者の介護保険更新や、状態の変化に合わせ、他職種連携で行うサービスについて、担当ケアマネージャーが開催する担当者会議にサービス提供責任者が出席する。

1 3. 職員体制

職名	員数	職務内容
管理者	1 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の従業員の管理及び業務の管理。
サービス提供責任者 (生活援助型サービス事業の訪問事業責任者を兼務)	7 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に対するサービスの利用申込に係る調整。 ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握。 ・ サービス担当者会議への出席により、居宅介護支援事業所等との連携を図る。 ・ 訪問介護員に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示及び利用者状況についての情報伝達。 ・ 訪問介護員の業務の実施状況の把握。 ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施。 ・ 訪問介護員に対する研修、技術指導等。 ・ その他、サービス内容の管理について必要な業務の実施。訪問介護計画の作成・変更・利用者・家族への説明、訪問介護員等への技術指導等、サービス提供の管理を行う。
訪問介護員等	39 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問介護、指定介護予防訪問型サービス、生活援助型訪問サービス、居宅介護、重度訪問介護、移動支援、保険外サービス等の提供。
事務職員（兼務）	1 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に係る請求事務補佐、書類等の管理。

1 4. 年間予定

4 月	前年度事業報告書作成 前年度売り上げまとめ
5 月	介護保険集団指導 障害集団指導 前年度分書類整理・まとめ
6 月	担当利用者見直し 振り分け
7 月	
8 月	
9 月	上半期売り上げまとめ
10 月	情報公表 ヘルパー自己評価 事業所自己評価
11 月	各種事業所調査 健康診断
12 月	法人もちつき
1 月	初詣
2 月	次年度事業計画策定
3 月	事業所スローガン策定 次年度売り上げ目標 ヘルパー勤務アンケート

15. 月間業務

	請求等業務	請求等内約	その他	日々の業務
1日	提供表実績作成	① 他事業所 ② 包括 ③ 喜連西	実績郵送	業務日誌 伝票チェック 伝票整理 ファイリング 介護計画書作成 介護計画書交付 サービス担当者 会議録 ひやりはっと 事故報告書 同行報告書確認 ～シフト～ 毎（金）に翌週分 を配布。 日々の変更は都 度対応。 誕生日カード作 成
2日			実績・モニタリ ング配布	
3日	介護・障害・返戻確認			
4日	移動支援実績記録作成	大阪市データ提出		
5日	利用請求書・領収書発行	利用請求		
6日	集金準備	デイ利用者分 喜連西へ	集金開始 (月末ま で)	
7日	登録ヘルパー賃金集計		当月分	
8日	伝送データ作成	ヘルパー給与法人提 出	モニタリング配布	
9日	介護・予防・総合・居宅・ 重訪			
10日	移動支援・相談支援 勤務実績表前月分作成 職員稼働時間集計（事業所 毎） 伝送	法人実績報告 各事業売り上げ 実績・処遇改善報告	管理者会議 ヘルパー常勤会議	
11日	ヘルパー会議録作成			
12日	施設会議録作成			
13日	介護券チェック		施設会議	
14日				
15日	サ責残業代集計 出勤簿	サ責残業代・出金簿 法人提出		
16日	実績入力（月末まで順次）			
17日				
18日				
19日				
20日	実績チェック（月末まで順 次）	利用料振り込み確認	ヘルパー研修	
21日				
22日				
23日				
24日		次月提供表チェック		
25日	勤務予定表作成	シフト次月パターン		

26日		変更・取り込み	モニタリング回収	
27日			モニタリング確認	
28日			モニタリング作成	
29日			報告準備	
30日				
31日	実績集計			

平成31年度 障がい者相談支援センターゆたか
事業計画書

1. 事業の目的

地域の障がい者の福祉に関する各般の問題につき、障がい者ならびに家族からの相談に応じ、必要な情報提供および助言を行い、福祉の増進に努める事を目的とする。

2. 事業方針

- (1) 在宅障がい者からの相談に応じ、利用者の意向を踏まえ自立した日常生活の支援に努める。
- (2) 相談体制の充実を図るとともに、地域の各関係機関、社会資源の連携に努める。
- (3) 利用者および家族の要望と意志を尊重するとともに、十分な説明と情報提供に努める。
- (4) 関係法令を遵守する。

3. 今年度の重点目標

- (1) 面談日の早期の設定を行う、また、手続きの処理速度を上げ、利用者様の障がい福祉サービスの利用が円滑に行われるように努める。
- (2) 障がいの特性を理解し、利用者個々のニーズに応じた計画作成や環境調整を行う。
- (3) ゆたか訪問介護ステーションと連携をしながら、一体的に運営していく。
- (4) 行政機関・医療機関・各障がい福祉サービス事業所との連携を図りながら、支援の方向性を確認していく。
- (5) 相談支援業務が円滑に進められるように、職員間の情報共有を徹底する。

4. 地域社会との連携

平野区地域支援協議会、相談支援部会への参加を行い、必要に応じて情報収集や他職種連携に努める。

5. 研修

ゆたか訪問介護ステーション内で行う研修に参加し、支援技術の向上に努める。

6. 苦情解決

『社会福祉法人ユタカ福祉会苦情解決マニュアル』に基づき、利用者からの苦情に基づく適切な解決に努める。

7. 売上目標推移

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
売り上げ	450,000	480,000	550,000	500,000	500,000	600,000

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
500,000	550,000	650,000	600,000	600,000	650,000	6,630,000

平成30年4月に行われた報酬改定による、経過的措置のサービス利用支援費・継続サービス利用支援費が、平成31年3月で終了となる。4月からは両方の支援費が減算。また、相談員1人のあたりの請求件数が40件以上で減算となる。常勤換算1.5人の体制であるので、一月59人の計画書・モニタリングの提出を目指す。その為3名の新規受け入れを目指す。

- ・ サービス利用支援 (障がい者15, 980円/障がい児17, 755円)
- ・ 継続サービス利用支援 (障がい者13, 229円/障がい児14, 445円)

平成30年4月に行われた報酬改定により、創設された加算については、必要に応じた質の高い、専門的な支援を実施できる体制を整え加算の算定に務める。

- ・ 初回加算 (障がい者3, 288円/障がい児5, 480円)
6ヵ月以上、障がい福祉サービスの利用がない新規利用者に、サービス利用計画の作成を行う。
- ・ 入院時情報連携加算 ((I) 2, 192円/ (II) 1, 096円)
病院に入院する際、利用者の心身・生活状況等について入院先に情報提供を行う。
- ・ 退院・退所加算 (2, 192円)
利用者の退院・退所時に退所施設から情報提供を受けて、サービス等利用計画を作成を行う。
- ・ 居宅介護支援事業所等連携加算 (1, 096円)
利用者が介護保険へ移行する際に、情報提供を行い、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の作成に協力を行う。
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算 (1, 096円)
障がい福祉サービス事業所を除く病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援教

育を提供する機関等から情報提供を受け、サービス等利用計画の作成を行う。

- ・ サービス担当者会議実施加算（１，０９６円）
継続サービス利用支援の実施時に、サービス担当者会議を開催し、利用者の心身の状況やサービスの提供状況を確認する。
サービス等の利用計画の変更、その他必要な便宜の提供について検討を行う。
- ・ サービス提供時モニタリング加算（１，０９６円）
継続サービス利用支援の実施時、またはそれ以外の機会において、障がい福祉サービスの提供場면을直接確認して状況の把握し、記録を行う。

8. 平成31年度スローガン

～確かな知識とフットワーク～

- ① 本人の希望に寄り添い地域での生活を支えています。
- ② 各関係機関との連携を図り、専門的な知識の向上を目指します。
- ③ 迅速に対応ができるように、報告・連絡・相談を行います。

平成31年度 喜連地域包括支援センター
事業計画書

1. 公正且かつ中立な業務の運営確保

平野区地域包括支援センター運営協議会においてセンターの状況を報告する。介護予防支援業務（第1号予防支援業務を含む）においては、提供されるサービスが特段の理由なく特定の種類、特定の事業所に偏らないよう留意し、利用者が自己決定できるように情報提供を行う。その経緯について記録を徹底する。

2. 地域包括ケアの推進

専門職、地域関係者と顔の見える関係づくりを推進し、スムーズな連携ができる環境を整える。また、多職種、多機関が参画する会議の出席や地域ケア会議の充実と地域課題の抽出および解決に向けての取り組みを検討し安心して生活を送ることができる地域を目指す。

3. 介護予防支援事業

適切なアセスメントのもと自立支援を促すケアマネジメントを実践し、セルフケアの提案や、インフォーマルサービスを積極的に活用しお世話型のサービス利用にならないようにする。一部委託プランにおいては、担当介護支援専門員に対して研修や助言を行い、自立支援ケアマネジメントの意識を高める。

4. 総合相談業務

年々相談件数は増加しているが、地域のニーズに即し信頼されるセンターであるよう、迅速かつ丁寧に対応する。

- ① 町会未加入者等情報が伝わりにくい方への周知活動を行う（他機関とコラボする）。
 - ・ 区の広報板への周知ビラの掲示。
 - ・ 各地域行事に参加し出張相談窓口を開設する。
- ② 地域ケア会議の充実
 - ・ 地域の課題抽出のための会議の開催。
 - ・ S V出席のもとケースの振り返り行う。
- ③ 認知症の方への支援
 - ・ ひらのオレンジチームとの連携。
 - ・ 認知症サポーター養成講座の開催。
 - ・ こてつかフェの開催継続。

④ 職員のスキルアップ

- ・全ての研修において普及研修を開催する。

⑤ 毎日の朝礼、週1回の三職種会議、月1回の包括会議にてタイムリーに情報共有を行いチームとして支援する体制を整える。

5. 権利擁護業務

虐待防止、成年後見制度等高齢者の権利擁護について、地区民生委員、地域福祉活動コーディネーター、介護支援専門員等に対して研修情報提供を行う。

ポレポレ体操、百歳体操、こてつかフェや地域の喫茶等において警察と連携し、特殊詐欺の啓発活動を行う。

6. 平成31年度スローガン

～地域包括ケアシステムの実現に向けて～

- ① 適切なアセスメントに基づき、その人の能力を最大限引き出せる支援を心がけます。
- ② 地域、関係機関との連携を密にし、協働できる体制をつくります。
- ③ 情報共有をスムーズに行い、みんなで考え丁寧な支援を実践します。

●喜連圏域の基本情報

人口：32,977人

世帯数：14,880世帯

高齢者人口：9,734人

高齢化率：29.5%

*平成27年度国勢調査より

平成31年度推計値担当圏域の第1号被保険者数：10,233人（昨年度より80人増）

7. 介護予防支援業務

【ケアプラン料収入予測】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
包括 プラン	1076 (225)	1090 (228)	1100 (230)	1114 (233)	1124 (235)	1124 (235)
委託 プラン	244 (425)	244 (425)	244 (425)	244 (425)	247 (430)	247 (430)
合計	1320 (650)	1334 (653)	1344 (655)	1358 (658)	1371 (665)	1371 (665)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
包括 プラン	1124 (235)	1124 (235)	1124 (235)	1124 (235)	1124 (235)	1124 (235)
委託 プラン	247 (430)	247 (430)	250 (435)	250 (435)	250 (435)	250 (435)
合計	1371 (665)	1371 (665)	1374 (670)	1374 (670)	1374 (670)	1374 (670)

※単位：千円

※（ ）は利用者登録数

平成31年度 介護付有料老人ホームゆたか
事業計画書

1. 基本方針

ご入居者様、ご家族様に満足して頂けるサービスの提供を目指す。

2. 運営方針

- ① 入居者本位・入居者のペースに合わせたケアの実施。
- ② 職員間の情報共有のもと統一したケアを実施。
- ③ 十分な情報収集を行い入居者様のニーズに合ったケアの提供。
- ④ 施設内会議・研修の充実。

3. 食事

- ① 栄養バランスを考えた健康的な献立。
- ② 衛生面に配慮した、安全でおいしく温かい食事の提供。
- ③ 季節感や地域の名物を取り入れた行事食の提供。
- ④ ぜんざいの日、お菓子作りなど入居者様と職員が一緒になって楽しめる企画の実施。

4. 入浴

- ① 個々の体調・身体機能に合わせた入浴スタイルの提供。
- ② 安心・安全に入浴をしていただける環境づくり。
- ③ 清潔の確保のみならず、ゆず湯やしょうぶ湯など季節感や癒しを提供できる企画の実施。

5. 健康・余暇活動

- ① 協力医療機関による訪問診療・緊急時の往診対応。
- ② 毎日バイタルチェックの実施、夜間の定期巡視による急変時の早期発見。

- ③ 毎日ストレッチ体操・口腔体操、下肢筋力維持体操の実施。
- ④ 毎日季節にちなんだ歌の合唱や脳トレ、運動レクの実施。
- ⑤ 毎月の定例行事として誕生会やゆたリンピックの開催。季節を感じて頂ける行事の開催。
- ⑥ 不定期で外出・外食行事の実施。
- ⑦ 日常生活の中で気分転換が図れるような工夫（散歩やレク・傾聴の時間）。

6. 安全

- ① 入浴設備及び水質、消防設備等の保守・点検の実施。
- ② エレベーターや高圧設備等の保守・点検の実施。
- ③ 防災・避難訓練の定期実施。

7. 職員の育成

- ① 年間を通し、職員が研修を企画・実施する事で、スキルアップを目指す。
- ② 施設外研修を受講し、普及研修を行うことにより職員全体でスキルアップを図る。
- ③ 新人職員へのOJTマニュアルの見直し、効率的なシステムを構築する。
- ④ 習熟度に合わせて重要度の高い業務を新たな職員に移行させ、将来の幹部職員を育成する。

8. 入居者・売上予測

年間売り上げ予想 1億36,460千円

月平均入所者数 29.7人

平均介護度 2.8

入院に至る怪我、感染症の防止に努める。

途切れない入居者を確保する事で、売り上げ向上に努める。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
入居者数	30名	29名	30名	30名	29名	30名
介護保険	6600	6380	6600	6600	6380	6600
家賃等	4900	4735	4900	4900	4735	4900
合計	11500	11115	11500	11500	11115	11500
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入居者数	30名	29名	29名	30名	30名	30名
介護保険	6600	6380	6380	6600	6600	6600
家賃等	4900	4735	4735	4900	4900	4900
合計	11500	11115	11115	11500	11500	11500

※単位：千円

9. 各種委員会の役割

① 業務・ケア改善委員会

業務改善の検討・業務書式の作成・更新 業務マニュアルの更新
入居者のケア内容の検討 他

② レク・行事委員会

レクリエーションの内容検討 ゆたリンピックの企画・運営
体操・口腔体操の内容検討 レクプログラムのデータベース化 他
レクプログラムのデータベース化 他

③ 事故・感染症対策委員会

事故・ひやりハット等の統計・分析、経過把握
感染症に関する対策検討・施設内の衛生管理

④ 給食委員会

給食業者との会議の開催 検食簿の管理
行事食等の連絡調整 他

⑤ 身体拘束検討委員会

身体拘束研修の実施 身体拘束廃止の為の広報 身体拘束の判断 他

10. 年間行事・研修計画

月	季節行事名	定例行事	研修名
4月	外出(花見)	ゆたリンピック	
	避難訓練	誕生会	
5月	しょうぶ湯	ゆたリンピック	職員研修(接遇)
	外食ツアー	誕生会	
6月	外出ツアー	ゆたリンピック	
	カラオケ大会	誕生会	
7月	七夕祭り	ゆたリンピック	職員研修(認知症)
	冷コーの日	誕生会	
8月	夏祭り	ゆたリンピック	
	かき氷フェスタ	誕生会	
9月	敬老会	ゆたリンピック	職員研修(人権)
		誕生会	
10月	運動会	ゆたリンピック	
	善哉の日	誕生会	
11月	外出ツアー	ゆたリンピック	職員研修(感染症)
	避難訓練	誕生会	
12月	ゆず湯	ゆたリンピック	
	クリスマス会	誕生会	
1月	初詣	ゆたリンピック	職員研修(身体拘束)
		誕生会	
2月	節分	ゆたリンピック	

	善哉の日	誕生会	
3月	ひなまつり	ゆたリンピック	職員研修(口腔ケア)
	防災訓練	誕生会	

施設外研修・外部研修については適宜実施。職員研修の内容について変更あり。

1 1. 今年度スローガン

- ① 入居者様の尊厳を守り、生きがいを引き出そう。
- ② 大切にしよう。言葉遣いと思いやり。
- ③ 入居者様に喜んでいただく為、共に楽しもう（外出・レク・傾聴の強化）。

平成31年度 カリーノ保育園
事業計画書

1. 施設の目的及び運営方針

- ① カリーノ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- ② 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- ③ 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- ④ 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- ⑤ 「当園」は、「大阪市児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年 3月30日大阪市条例第49号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 利用定員

「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。） 51人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 29人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

3. 提供する保育等の内容

「当園」は、保育所保育指針（平成29年 3月31日厚労告117）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 時間外保育

就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

- (3) 食事の提供

- (4) その他保育に係る行事等

4. 職員の職種，員数及び職務の内容

保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 18名（常勤専従 9名，非常勤 9名）

(4) 保育補助員 3名 (非常勤 3名)

保育士及び保育補助員は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 看護師 1名 (非常勤 1名)

園児の健康状態の確認及び保育を行う。

(6) 栄養士 1名 (委託 1名)

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(7) 調理員 2名 (委託 2名)

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 事務職員 1名 (常勤 1名)

事務職員は、必要な事務を行う。

(9) 嘱託医 (内科、歯科)

嘱託医は、園児の健康診断、健康管理、歯科検診等の保健衛生指導等を行う。

5. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及び祝祭日を除く。

6. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

7. 利用者負担その他の費用の種類

- ① 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。
- ② 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

8. 利用の開始に関する事項

「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

9. 利用の終了に関する事項

「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10. 緊急時における対応方法

- ① 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- ② 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ③ 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- ④ 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

11. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

12. 虐待の防止のための措置

「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

13. 個人情報の保護

「当園」が得た園児及び園児の保護者の個人情報については、「当園」での保育の実施以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への個人情報については必要に応じて園児の保護者の了解を得るものとする。

14. 記録の整備

「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日か

ら5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

15. その他運営に関する重要事項

- ① 「当園」は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後から3か月間
 - (2) 継続研修 年1回
- ② 職員は、業務上知り得た園児又は保護者の秘密を保持する。
- ③ 職員であった者に、業務上知り得た園児又は保護者の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約時に誓約書を交わすものとする。
- ④ この事業計画に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ユタカ福祉会と「当園」の園長との協議に基づいて定めるものとする。

16. 研修計画書

名称	対象	研修内容	開催数（予定）
初任者研修	入職1年未満	保育・教育の理解・新任保育士としての心構え 人権意識の高揚 虐待・障がいへの理解 保護者への対応	年1回以上
リーダー研修	3年以上	更なる保育・教育の向上 ①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障害児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践 虐待への理解 人権意識の高揚 その他	①～⑦のうち1分野を15時間以上受講し 修了証を修得 ※7分野中最低1分野を修得
EP職研修 チーフ研修	5年以上	更なる保育・教育の向上 ①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障害児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践 その他	①～⑦のうち1分野を15時間以上受講し 修了証を修得 ※7分野中最低2分野を修得
副主任研修	7年以上	更なる保育・教育の向上 ⑧マネジメント ※ミドルリーダーとしての役割と知識の理解 スキルアップ研修 特別な支援を必要とする乳幼児の理解と支援 その他	15時間以上受講し必ず修了証を修得 年1回以上

園長等の研修	園長・主任	保育運営・人材育成・最新情勢等 特別な支援を必要とする乳幼児の理解と支援 その他	年1回以上
--------	-------	--	-------

17. 保育運営

平成31年 4月 1日現在の予定園児数は101名である。年間平均園児数104名を目標として、好調であった前年度を上回る結果を目指していきたい。

又、役所と密に連絡を取り待機児童の解消と安全で快適な保育を提供していきたい。

保育面では、開園以来、年間を通して「リズムの発表会」「ことばの発表会」と発表会を2回行っていたが、今年度より子ども達の実体験による活動を年齢に応じて取り入れ、子ども達の心身の成長を育むための保育を充実させるため、発表会を1回の実施とする。カリーノの保育方針である「実体験を通して心身の成長や生きる力を育む」保育を基礎にしながら、子ども達自身が日々の保育の中で、思考力、判断力、表現力等を養う経験が多くできるようにしていきたい。

また、一人ひとりの個性を大切にしながら見通しを持って活動する力を育むために援助をする保育だけではなく見守る保育も多くしていきたい。

今後もクッキング保育、動植物の飼育や栽培、他園交流、世代間交流、地域交流等々、様々なイベントや活動を通して、今後も時代のニーズを先取り、カリーノ保育園だからできる生きる力を育んでいきたい。

平成31年度 年間行事予定		
4月	入園式・春の遠足(5歳児・松原園合同)＜キッズプラザ＞・春の遠足(3・4歳児)＜浜寺公園＞	異年齢保育開始
5月	こいのぼりの集い・内科検診・検尿 サプライズ行事(5歳児)＜サーティーワン&大泉緑地公園＞	
6月	運動会・歯科検診・保育参加・お泊り保育(5歳児 松原園合同)＜クリエート月ヶ瀬＞・ブラッシング指導	
7月	サマーコンサート・プール開き・七夕交流会(4・5歳児)・保育実習＜城南学園高校＞・七夕フェスティバル(5歳児)	
8月	プール終了	
9月	敬老会(3・4・5歳児) ホスピタリティ実習授業＜東住吉総合高校＞	
10月	ハロウィン 秋の遠足(5歳児・松原園合同)＜奈良公園＞ さんまパーティー(4・5歳児)	
11月	内科検診・大根ひき(5歳児)・園外保育(2歳児)＜平野西公園＞ 秋の遠足(4歳児・松原園合同)＜大泉緑地・すすめヴァイキング＞・交通安全教室(平野CAT隊&あんにゃん) 秋の遠足(3歳児・松原園合同)＜天王寺動物園＞・サプライズ行事(5歳児)＜なんばパークス＞	
12月	発表会・クリスマスコンサート・クリスマス会・年末年始休園	
1月	保育始め・たこあげ大会(3・4・5歳児)	3歳児お昼寝順次終了
2月	節分豆まき・手巻き寿司パーティー 喜連西小学校交流会(5歳児)・手洗い指導 保育参加・消防訓練(消防隊&消防車と触れ合い)	
3月	ひなまつりの集い・鍋パーティー お別れ遠足(3・4・5歳児 松原園合同)＜王子動物園＞・お弁当保育(0・1歳児)・お別れ遠足(2歳児) ＜長居公園＞・社会体験＜スーパー万代買い物＞(5歳児) お別れ会・卒園式・茶話会・おもちつき(5歳児)	↓ ↓

平成31年度 松原カリーノ保育園
事業計画書

1. 施設の目的及び運営方針

- ① 松原カーリーノ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- ② 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- ③ 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- ④ 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

2. 利用定員

「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- ① 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 78人
- ② 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする1歳以上児。以下「3号認定子ども」という。） 50人
- ③ 3号認定のうち1歳未満児の子ども 15人

3. 提供する保育内容

「当園」は、保育所保育指針（平成29年 3月31日厚労告117）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- ① 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- ② 時間外保育

就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

③ 食事の提供

④ その他保育に係る行事等

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

① 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

② 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

③ 保育士 27名（常勤専従20名、非常勤 7名）

④ 保育補助員 2名（常勤 1名、非常勤 1名）

保育士及び保育補助員は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

⑤ 看護師 2名（非常勤 2名）

園児の健康状態の確認及び保育を行う。

⑥ 栄養士 1名（常勤 1名）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

⑦ 調理員 4名（非常勤 4名）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

⑧ 事務職員 1名（非常勤 1名）

事務職員は、必要な事務を行う。

⑨ 嘱託医（内科、歯科）

嘱託医は、園児の健康診断、健康管理、歯科検診等の保健衛生指導等を行う。

5. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及び祝祭日を除く。

6. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとする。

① 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

② 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

7. 利用者負担その他の費用の種類

① 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

② 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

8. 利用の開始に関する事項

「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

9. 利用の終了に関する事項

「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- ① 園児が小学校に就学したとき。
- ② 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ③ 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10. 緊急時における対応方法

- ① 保育の提供により事故が発生した場合は、松原市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ② 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- ③ 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

11. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

12. 虐待の防止のための措置

「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

13. 個人情報の保護

「当園」が得た園児及び園児の保護者の個人情報については、「当園」での保育の実施以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への個人情報につい

ては必要に応じて園児の保護者の了解を得るものとする。

1 4. 記録の整備

- ① 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結日から5年間保存するものとする。
- ② 保育の実施に当たっての計画
- ③ 提供した保育に係る提供記録
- ④ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- ⑤ 保護者からの苦情の内容等の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

1 5. その他運営に関する事項

- ① 「当園」は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
採用時研修 採用後から3か月間 継続研修 年 1回
- ② 職員は、業務上知り得た園児又は保護者の秘密を保持する。
- ③ 職員であった者に、業務上知り得た園児又は保護者の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約時に誓約書を交わすものとする。
- ④ 事業計画に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ユタカ福祉会と「当園」の園長との協議に基づいて運営するものとする。

16. 研修計画

名称	対象	研修内容	開催数（予定）
初任者研修	入職1年未満	保育・教育の理解・新任保育士としての心構え 人権意識の高揚 虐待・障がいへの理解 保護者への対応	年1回以上
リーダー研修	3年以上	更なる保育・教育の向上 ①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④障害児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 虐待への理解 人権意識の高揚 その他	①～⑥のうち1分野を15時間以上受講し修了証を修得 ※6分野中最低1分野を修得
EP職研修 チーフ研修	5年以上	更なる保育・教育の向上 ①保護者・子育て支援 ②乳児保育 ③幼児保育 ④害児保育 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥食育・アレルギー対応 ⑦保育実践 虐待への理解 人権意識の高揚 その他	①～⑦のうち1分野を15時間以上受講し修了証を修得 ※7分野中最低2分野を修得
副主任研修	7年以上	更なる保育・教育の向上 ⑧マネジメント ※ミドルリーダーとしての役割と知識の理解 スキルアップ研修 特別な支援を必要とする乳幼児の理解と支援 その他	15時間以上受講し必ず修了証を修得 年1回以上
園長等の研修	園長・主任	保育運営・人材育成・最新情勢等 特別な支援を必要とする乳幼児の理解と支援 その他	年1回以上

17. 今年度の保育運営

更に松原市の人口数が減少。年々浸透しつつある育休制度に伴い平成31年度は0、1歳児の申請率が昨年度よりも低く0、1歳児が定員割れでスタートする園が続出することが予想されている。そのような中、当園は昨年度に比べ0歳児の入所率が上がりつつあるが、定員の12人には届かず昨年同様、途中入所数向上に全力を注がなければいけない。平成31年度は松原市内の保育所・認定子ども園の定員数の変更はなく昨年度同様の数でスタートをすることが決定している。しかし、今後の計画の中に公立1園、民間幼稚園が認定子ども園に移行されることになっている。今後は更に園児・保育士確保の激戦化が予想される。

これまで待機児童対策の為に導入されている定員120%超過年数2年間で5年間に延長された。この考え方を応用して0歳児にこだわらず頭を柔らかくし、入所申請数が多い2歳児・保育士数にあまり影響のない3歳児・4歳児・5歳児定員数の見直しを細目にし、運営費の増につなげていきたい。その為には毎月松原市に連絡を入れ、情報収集と現状把握に努めると同時に地域(未就園児のイベント)にも力を注ぎたい。まずは、利用人数の平均を143人に目指し一昨年度よりも運営費が200万円以上の増になるように目標を定め達成できるよう努力していきたい。

保育内容面では保育方針の1つでもある「実体験を通して心身の健やかな成長を助け、生きる力を育む」を基本に「自主性を身に付ける」を目標としたお泊り保育、買い物やクッキング、園内おやつバイキング等も継続しながら、自由遊び時に造形コーナー、アスレチックコーナー等、子ども達が自由に選択し自ら感じたり、気付いたり、考えたり、分かたりができるコーナーを取り入れ、個性を活かせる保育、社会性を養う保育、意欲が育つ保育等特色ある保育を強化していきたい。その為には、① 3歳未満児の保育については保護者の思いを受け止め「子どもの育ちを共に喜び合う」ことを基本姿勢に生活全体の連続性を大切にする。② 3歳以上児については「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育む保育運営を心掛ける。という柱を構築し、常時アンテナを張り流動的な社会の流れ・保育制度に迅速に対応し利用者にとって、働く職員にとっても最高の環境を提供できるよう最善の努力をしていきたい。

0歳児に関しては1次申請の段階では定員を超えていたが決定後各家庭に連絡を入れると「転勤」「引っ越し」という理由で辞退される方が3人もいた。よく似た状況が昨年度もあったので、要である0歳児だけでも現状を確認してから決定してほしい事や近隣市が導入している新規採用保育士特別給付補助事業の導入を松原市に要望し、人材確保・人材育成に力を注ぎたい。また、10月より始まる3歳児から5歳児の利用料無償化について、食材費等は実費となるので、価格設定は情報収集をし、他園とのバランスも考慮した上で確定していきたい。

平成31年度 松原カーリーノ保育園 年間行事予定

4月

入園式
進級式・離任式
春の園外保育（4・5歳児）
春の園外保育（3歳児）
こどもの日のつどい
昭和の日
退位の日



10月

体育の日
運動会
クラス会・個人懇談
サンマパーティー



5月

即位の日
憲法記念日
みどりの日
こどもの日
母の日
～保育参加（個人懇談）
ぎょう虫検査・検尿検査
カレーパーティー
避難訓練（消防署来所）
社会見学（5歳児）
手洗い指導
春の交通安全指導
内科検診



11月

3歳児遠足
文化の日
三中フェスタ（三中）
4歳児遠足
二中職場体験
七五三
勤労感謝の日
獅子舞
内科検診



6月

職場体験（三中）
ブラッシング指導（歯科検診）
歯科検診
父の日
職場体験（中央小）
夏の園外保育（5歳児）
お泊り保育
お祭りごっこ
水遊び



12月

保育参加
ブラッシング指導
秋祭り（中央小）
人形劇
カレーパーティー（3・4・5歳児）
クリスマス会
秋の防犯教室
天皇誕生日
保育終了
冬期休暇



7月

七夕まつり
海の日
七夕コンサート
プール開き



1月

元旦
～3学期開始
成人の日
小学校交流（5歳児・小学1年生の交流）



8月

夏の健康管理と衛生指導
山の日
プール終了

2月

節分
建国記念日
せいかつ発表会（全クラス参加）

9月

2学期開始
敬老の日
三中運動会
秋分の日



3月

お別れ遠足（4・5歳児）
ひなまつり
小学校交流
コマ回し大会
お別れミニ運動会（0～5歳児）
お別れコンサート
春分の日
卒園式・茶話会



詳細は園だより、お手紙等でお知らせします。

※ 日程・予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。

※ 身体測定・避難訓練・誕生日会(老人会との交流)・なかよし広場(月1回)は毎月行います。